



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万丰路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

最高人民法院、独占禁止法に関する司法解釈を発表

## Topic-2

技術秘密侵害訴訟、史上最大の賠償額が確定

## Topic-3

商標局公式データベース利用方法案内

## Topic-4

路浩ニュース：路浩代表謝順星氏、全国弁理士協会副会長に再び当選

## 最高人民法院、独占禁止法に関する司法解釈を発表

2024年6月24日、最高人民法院は「独占禁止法上の民事紛争事件の審理における法の適用に関する若干の問題についての解釈」（以下「新司法解釈」）を発表した。

本規定は、2022年の独占禁止法の改正を受け、独占禁止に関する司法を強化し、独占禁止法の民事紛争事件を法に基づき公正かつ効率的に審理し、公平な競争秩序を維持することを目的として、作成されたものである。当該司法解釈は、2024年7月1日より発効された。

本稿は、当該司法解釈の内、「関連市場」・「独占的協定」・「支配的地位の濫用」に係る内容の一部を取り上げる。

### 【関連市場】

原則上、関連市場に関する立証責任は、原告側が負担することになるが、しかしながら、例外として、特定の条件を満たせば、当該立証責任の免除も可能である。新司法解釈の第十四条は、立証責任を明確にした同時に、免除の条件を定めるものである。

**第十四条** 原告が、訴えの対象である独占的行為が独占禁止法に違反していると主張する場合、通常、独占禁止法第十五条第二項にいう関連市場を定義し、かつ証拠を提供するかまたは十分な理由を説明しなければならない。

原告が、関連市場における被告の市場シェアを理由に、被告が市場支配的地位または顕著な市場支配力を有していると主張する場合、関連市場を定義し、かつ証拠を提供するか十分な理由を説明しなければならない。

原告が、以下のいずれかを直接証明するのに十分な証拠を提出した場合、関連市場の定義についてさらなる立証責任を負わなくてもよい。

- (一) 訴えの対象である独占的協定の事業者が顕著な市場支配力を有していること
- (二) 市場支配的地位の濫用で訴えられた事業者が市場支配的地位を有していること
- (三) 訴えの対象である独占的行為が競争の排除・制限効果を有すること

原告は、訴えの対象である独占的行為が、独占禁止法第十七条第一号乃至第五号及び第十八条第一項第一号、第二号に規定する状況に該当すると主張する場合、関連市場の定義について証明する責任を負わなくてもよい。（下線は筆者によるもの）

## 【独占的協定】

新司法解釈の第十八条は、独占的協同行為該当性の判断要素と立証責任に関する規定であり、第二十条は医薬品に関する特別規定であり、第二十二條は、独占的協定が競争に対する排除・制限効果の判断基準である。

**第十八条** 人民法院は、独占禁止法第十六条に規定するその他の協同行為について認定する際に、以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 事業者の市場行為の整合性の有無
- (二) 事業者間の意思疎通、情報交換または伝達の有無
- (三) 関連市場の市場構造、競争状況、市場変化などの状況
- (四) 事業者が行為の整合性について合理的に解釈できるかどうか

原告が前項第一号及び第二号の予備的証拠または第一号及び第三号の予備的証拠を提供し、事業者が協同行為を行った可能性が高いことを証明できる場合、被告は、証拠提供または十分な説明を行い、その行為の整合性についての合理的な説明を行わなければならない。合理的な説明ができない場合、人民法院は、協同行為が成立すると認定することができる。（下線と点は筆者によるもの）

本条にいう合理的な説明には、事業者が市場及び競争状況の変化などに基づいて関連行為を独立して行うことも含まれる。

**第二十条** 原告が、後発医薬品の申請者と後発医薬品の専利権者とが締結・実施した協定が以下の条件を同時に満たしていることを証明できる証拠を有し、当該協定が独占禁止法第十七条に規定する独占的協定に該当すると主張する場合、人民法院はこれを支持することができる。

- (一) 後発医薬品の専利権者が、後発医薬品の申請者に明らかに合理的でない金銭またはその他の形態の利益補償を与えたかまたはこれを与えることを約束した場合
- (二) 後発医薬品の申請者が、後発医薬品の専利権の有効性について異議を申し立てないかまたは後発医薬品の関連市場への参入を遅らせることを約束した場合。（下線は筆者によるもの）

被告が、前項にいう利益補償が、後発医薬品の専利に関する紛争解決費用を補うためだけのものであることを証明する証拠がある、またはその他の正当な理由がある、もしくは当該協定が独占禁止法第二十条の規定に合致し、それが独占禁止法第十七条に規定する独占的協定に該当しないと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

**第二十二條** 人民法院は、独占禁止法第十八条第一項と第二項の規定に基づいて訴えられた独占的協定が競争の排除・制限効果を有するかどうかを審査・認定する場合、以下の要素を総合的に考慮することができる。

(一) 被告の関連市場における市場支配力と協定の関連市場に対し類似する不利な競争効果の累積作用

(二) 協定が、市場参入の障壁を高め、より効率的な事業者またはビジネスモデルへの抑制、ブランド間またはブランド内競争の制限などの競争に不利な効果をもたらしているかどうか

(三) 協定がフリーライドの防止、ブランド間競争の促進、ブランドイメージの維持、販売前または販売後のサービスレベルの向上、イノベーションの促進など競争に有利な効果を有し、かつ当該効果の実現に必須であること

(四) その他考慮される要因 (下線は筆者によるもの)

提出された事件の証拠によって十分証明できる競争に有利な効果が、明らかに不利な効果を超えるものである場合、人民法院は、当該協定が競争の排除・制限効果を有しないと認定しなければならない。

#### 【支配的地位の濫用】

第二十八条は、支配的地位の濫用に関する立証責任についての規定である。被告側に対しても、高度の立証責任を課している。第二十九条は、支配的地位の有無に関する判断基準であるのに対し、第三十三条は知的財産権に関する特別規定である。第三十五条は、市場支配的地位の濫用行為の該当性に対する判断基準である。

**第二十八條** 原告は、訴えの対象である独占的行為が独占禁止法第二十二條第一項に規定する市場支配的地位の濫用に該当すると主張する場合、被告が関連市場内において支配的地位を有すること及び被告が市場支配的地位を濫用したことについての挙証責任を負わなければならない。被告は、その行為が正当性を有することを理由に抗弁を行う場合には、挙証責任を負わなければならない。 (下線と点は筆者によるもの)

**第二十九條** 原告が、事業者が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当することを証明する証拠を有する場合、人民法院は、具体的事件における関連市場の構造及び実際の競争状況に従い、関連する市場経済の規律などの経済学の知識と併せて、事業者が関連市場において支配的地位を有すると初歩的に認定することができるが、反証するに足る反対証拠がある場合はこの限りではない。

(一) 事業者が長期間にわたって市場競争水準より明らかに高い価格を維持しており、または長期間にわたって商品の品質が明らかに低下しているにも関わらずユーザーの大量流失がなく、かつ関連市場に

おける競争、革新及び新規参入者が明らかに不足していること

(二) 事業者が他の事業者より明らかに高い市場シェアを長期間にわたって維持しており、かつ関連市場における競争、革新及び新規参入者が明らかに不足していること

原告は、被告が対外的に発表した情報を、被告が市場支配的地位を有することを証明するための初歩的証拠とすることができるが、反証するに足る反対証拠がある場合は、この限りではない。

**第三十三条** 人民法院は、独占禁止法第二十三条の規定に基づいて訴えの対象である知的財産権濫用事業者の市場支配的地位を認定する際に、以下の要素を重点的に考慮することができる。

(一) 関連市場内における特定の知的財産権の客体の代替可能性、代替客体の数、代替客体への切り替えコスト

(二) 当該特定の知的財産権の使用によって提供される商品の代替可能性と当該商品の市場シェア

(三) 取引の相手方が当該特定の知的財産権を保有する事業者に対して牽制を働かせる能力

(四) 関連市場の革新及び技術的变化状況

(五) その他考慮すべき知的財産権の行使に関連する要素

人民法院は、知的財産権の保有のみを根拠に市場支配的地位を推定することはできないとする事業者の主張を支持するものとする。（下線と点は筆者によるもの）

**第三十五条** 事業者が以下の条件を同時に満たす場合、人民法院はそれが独占禁止法第二十二条に規定する市場支配的地位の濫用行為に該当すると判断することができる。

(一) 関連市場における支配的地位を有する場合

(二) 訴えの対象である独占的行為を実施した場合

(三) 訴えの対象である独占的行為は、競争を排除または制限する効果がある場合

(四) 訴えの対象である独占的行為の実施は正当な理由に欠ける場合

新司法解释の全文は、最高人民法院の公式サイトにて確認可能

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/435721.html>

## 技術秘密侵害訴訟、史上最大の賠償額が確定

—吉利集団 VS 威馬集団 (2023) 最高法知民終 1590 号

### 【案件の概要】

浙江吉利ホールディングス集团有限公司（以下「吉利集団」）の傘下企業の約 40 名の管理職や技術者は相次いで退職し、その内の大半は、2016 年退職してからただちに、威馬汽車科技集团有限公司（以下「威馬集団」）に入社した。2018 年、吉利集団が、威馬集団は前記の退職者の一部を発明者または第一発明者として、以前吉利集団の在職中に接触・把握した新エネルギー自動車のシャシーの応用技術及びそのうちの 12 セットのシャシーの部品の図面に記載されるまたは数値モデルに反映される技術情報（以下「本件技術秘密」）を利用した 12 件の実用新案出願を行ったことを発覚した。威馬集団とその関連会社が何ら技術的蘊蓄かつ合法的な由来も提示できない中、短期間で電気自動車の開発に成功したことは、吉利集団の技術的秘密を不正に侵害したからであると吉利集団が主張し、訴訟を提起し、威馬集団とその関連会社に対し、ただちに侵害を停止する上、経済的損失を賠償するよう求めた。

第一審法院は、威馬集団とその関連会社が、本件技術秘密の内の 5 セットのシャシーの部品図面の侵害事実を認め、威馬集団に対し、吉利集団へ、500 万人民元の損害賠償と 200 万人民元の訴訟にかかる合理的支出を支払うよう命じた。

第一審判決に対し、原告側と被告側の両方とも不服とし、最高人民法院へ上告した。

### 【判決要旨】

最高人民法院によれば、本件は、不正な手段を用い、組織的・計画的な大規模な技術秘密侵害案件である。

第一に、技術秘密侵害行為の判断について。最高人民法院によると、組織的・計画的かつ大規模に他の企業の人材を引き抜きし、技術リソースを獲得するような技術秘密侵害行為について、全体から、総合的に判断すべきである。**侵害被疑者は、独自開発に必要な合理的な期間よりも明らかに短い期間内に、かかる技術秘密と関連する製品の開発に成功し、かつかかる技術秘密にアクセス可能またはそれを獲得するルートがある場合、侵害の可能性は大きいと考えられ、技術秘密の保有者の立証責任を軽減でき、侵害被疑者の行為を侵害と推定して良い。**

第二に、威馬集団の侵害停止の具体的措置は以下を含むが、以下に限らない。

1. 技術秘密の保有者の同意がない限り、侵害側は如何なる方法でかかる技術秘密を披露・使用・許可してはならない。

2. 技術秘密の保有者の同意がない限り、本件のかかる 12 件の実用新案を実施し、許可し、移転し、担保設定しまたは他の方法で処分してはならない。

3. 人民法院指定の期限までに、人民法院の監督の下、または技術秘密の保有者の立会いの下に、本件技術秘密に関する資料をすべて破棄し、または技術秘密の保有者に返還すべきである。

4. 人民法院指定の期限までに、本判決の侵害停止に関する内容を、公告と内部通知を並行して、威馬集団の株主・取締役・監査役・管理職・社員全員・関連会社・部品の供給者に通知する。

5. 人民法院指定の期限までに、本判決の侵害停止に関する要求を、書面方式で、本件技術秘密の保有者とその関連会社から威馬集団に転職した社員、または関連車種の開発に携わるスタッフ及び関連車種のシャシーとシャシー部品の供給者に通知し、関係者と秘密保持契約・侵害しない承諾書を契約させることを求める。

第三に、本件損害賠償額の算定について。吉利集団からは、侵害額を直接算定できる証拠を提示していなかった上、威馬集団も赤字状態にあるが、本件侵害行為により節約された研究開発費用も侵害行為によって得られた利益と考えて良い。また、新エネルギー自動車の代表企業の同期の利益率、威馬集団が公表した販売実績、本件技術秘密の利益に対する貢献を総合して、侵害行為により得られた利益を算定すべきである。さらに、侵害側の侵害故意、侵害行為の悪質さ、侵害行為の結果の嚴重さから、懲罰的賠償も認められた。

第四に、非金銭的給付義務の履行について。侵害行為の停止などの非金銭的給付義務の履行を滞ることは、侵害行為の効果を拡大させるのみならず、新たな紛争と訴訟を引き起こすことも考えられる。そのため、人民法院は、侵害側に、非金銭的給付義務の不履行に対し、履行遅延金を課すことも可能である。

#### 【本件の意義】

最高人民法院は、本件の事実を分析し、知的財産に関する紛争で史上最大の 6.4 億人民元の懲罰的賠償を認めた。

また、民事上の侵害行為の停止に対しても、具体的方法と非金銭的給付義務の不履行に対する履行遅延金などの新たな可能性を模索した。

詳しくは、最高人民法院知識産権法廷の公式サイトを参照

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-3092.html>

## 商標局公式データベース利用方法の案内

CNIPA 商標局の公式データベースを利用し、中国登録商標の検索は可能である。以前には、当該データベースはオープンアクセスであったが、近時のシステム更新を伴い、2024年5月6日から、アカウント登録が求められるようになった。

当該データベースのインターフェースは、中国語のみとなり、外国の方にとってやや利用しづらいところもあるが、アカウント登録から商標検索までの利用方法を紹介する。

### 1. アカウント登録

①CNIPA の公式サイト <https://www.cnipa.gov.cn/> にアクセスし、「商标」（商標）の箇所に「商标查询」（商標検索）をクリックする。



②「商标查询」をクリックすると以下の画面が出て来る。そして、「我接受」（承諾する）をクリックする。





③ログインの画面が現れる。この画面で、オレンジ色のボックスの箇所の「立即注册」（ユーザー登録）をクリックする。

若您用户在注册或登录过程中有任何疑问，请拨打咨询电话010-63218500或在[留言咨询栏目](#)（商标注册业务咨询）进行留言。

非网申用户登录 [网申用户登录](#)

大陆地区用户 非大陆地区用户

请输入用户名/手机号码

请输入密码

请输入验证码

记住账号 [忘记密码?](#)

登录

我已阅读并接受《用户使用协议》

[用户操作手册](#) [还没有账户?](#) [立即注册](#)

④以下の画面が出て来るので、「我接受」（承諾する）をクリックする。

商标网上服务系统用户使用协议

(5) 通过修改或伪造软件运行中的指令、数据，增加、删减、变动软件的功能或运行效果，或者将用于上述用途的软件、方法进行运营或向公众传播，无论这些行为是否为商业目的；

(6) 自行或者授权他人、第三方软件对服务门户及其组件、模块、数据进行干扰。

第二十四条 乙方在中华人民共和国境内收集的用户信息，将存储在中华人民共和国境内。乙方仅在本协议所述目的所必需期间和法律法规规定的时限内保留甲方的用户信息。

乙方尊重并尽全力保护用户信息安全，非事先获得甲方同意或根据相关法律、法规、法律程序的强制性规定，不会向任何无关第三方提供或分享用户信息。

甲方注销账号后，本协议终止，商标网上服务系统提供的服务即终止。即时起，商标网上服务系统将不保留甲方登录账号中的任何内容，不负责将未阅读或未发出之信息传送给用户或第三方。

第二十五条 本协议的终止并不能被认为免除甲方在本协议生效期间应履行的相关付款义务。

第二十六条 本协议的终止并不意味着终止前所发生的未完成用户指令的撤销，也不能消除因终止前的交易所带来的法律后果。

因不可抗力、黑客攻击、病毒、木马、恶意程序攻击、网络拥堵、通讯故障、电力故障、银行原因、第三方服务瑕疵等原因而导致的用户信息泄漏、服务中断及其他损失，乙方不承担任何损害赔偿任。

第二十七条 若因系统维护或升级的需要而需暂停网络服务，乙方将尽可能提前在中国商标网予以公告，以公告中规定的时间为准。

第二十八条 本协议在甲方点击“我接受”按钮后即生效。

第二十九条 本协议最终解释权归乙方所有。

我接受

⑤以下の画面が出て来るので、「非大陸地区ユーザー登録」（中国大陸以外のユーザー登録）をクリックする。

大陸ユーザー登録      非大陸ユーザー登録

用户名 请输入用户名

真实姓名 请输入真实姓名

密码 请输入密码

确认密码 请输入密码

手机号码 请输入手机号码

短信验证码 请输入短信验证码 获取验证码

电子邮箱 请输入电子邮箱

邮箱验证码 请输入验证码 获取验证码

验证码 请输入验证码 8·9·q·v

提交注册 重置

⑥そして、以下の画面が出て来るので、メールアドレスを入力し、「認証コードを送信」をクリックすれば、入力されたメールアドレスに認証コードが送信される。認証コードを入力し、その他の項目を順次に入力し、赤色のボックスの箇所の「提交注册」（登録を確定）をクリックすると、ユーザー登録が成功となる。

大陸ユーザー登録      非大陸ユーザー登録

真实姓名 氏名 请输入真实姓名

密码 パスワード 请输入密码

确认密码 パスワードを再入力 请输入密码

电子邮箱 メールアドレス 请输入电子邮箱

邮箱验证码 認証コード 请输入验证码 获取验证码 認証コードを送信

验证码 右の文字列を入力 请输入验证码 d 4 ↓ i

提交注册 重置

## 2. 検索システムの利用

①ユーザー登録が成功となると、ログインして検索機能を利用することが可能となる。上記1のところのステップ①—②を繰り返せば、また上記の③のログイン画面が出て来る。ログイン画面で「非大陸地区ユーザー」（中国大陸以外のユーザー）をクリックすると、以下の画面が出て来る。ログインするたびにメールによる認証が必要となるので、メールアドレス、パスワードと文字列を順次に入力する上で、赤色のボックスの「获取验证码」（認証コードを送信）で認証コードを発行させ、入力してから、「我已阅读并接受《用户使用协议》」（ユーザー協議を承諾する）の箇所にチェックをする。そして、オレンジ色のボックスの箇所の「登录」（ログイン）をクリックすると、ログインできる。



②ログインすると、以下の画面となる。複数のパネルがあるが、その内外国の方がよく利用されるのは赤色の文字のパネル、すなわち、「類似検索」・「総合検索」・「状態検索」・「公告検索」であろう。それぞれをクリックすると、対応する検索の画面に移る。



③類似検索に関しては、弊所の場合、公式データベースと並行して、有料の第三者データベースも利用しているため、公式データベースのみを頼ることがあまりおすすめしないため、ここで利用方法の紹介を割愛する。状態検索と公告検索の場合、番号を入力するだけで結果が出るため、そちらも割愛とする。ここで、重点的に、総合検索の利用方法を紹介する。

以下のように、国際分類・出願番号・出願人名称（中国語・英語表記とも可）で検索可能の上、フリーワードでの検索も可能である。複数のファクターを組み合わせた検索、入力完了後、赤色のボックスの「**查詢**」（検索）をクリックすると、検索の結果が表示される。

The screenshot shows a search interface with a blue navigation bar at the top containing links: 首页, 商标近似查询, 商标综合查询 (highlighted in red), 商标状态查询, 商标公告查询, 错误信息反馈, and 商品/服务项目. Below the navigation bar is a search form with five input fields:

- International Classification: 国际分类 **國際分類** (red text) - 45之间的阿拉伯数字,例如查询第9类输入: 9)
- Application/Registration Number: 申请/注册号 **出願番号** (red text) (最多11字符)
- Search Keywords: 检索要素 **フリーワード** (red text)
- Applicant Name (Chinese): 申请人名称 (中文) **出願人名称 (中国語表記)** (red text)
- Applicant Name (English): 申请人名称 (英文) **出願人名称 (英語表記)** (red text)

At the bottom of the form, there are two buttons: a grey '重填' (Reset) button and a blue '查詢' (Search) button, which is highlighted with a red rectangular box.

公式データベースのアカウント登録と商標検索の利用方法に対する簡単な紹介は以上となる。ご不明な点等おありの場合、お気軽に弊所までご連絡ください。

## 路浩ニュース：路浩代表謝順星氏、全国弁理士協会副会長に再び当選

2024年6月12日、中華全国弁理士協会第11回全国会員代表大会が北京で開かれた。国家知識産権局の申長雨局長が大会に出席し、発言した。また、国家知識産権局および全国各地地方知財管理部門の担当者、協会会員と各地代理機構の代表者を含め、300人近く出席した。

会議中、弁理士協会の指導部メンバーを改選した。国家知識産権局の賀化元副局長が弁理士協会会長に再び当選した。北京路浩グループ代表取締役社長の謝順星は弁理士協会の副会長に選出された。謝の今回の当選は、2期連続の当選となる。

中華全国弁理士協会が1988年に成立し、国内の弁理士を集めた唯一な全国的な組織である。謝順星の連続当選は、知的財産業界が北京路浩に対する認可でもあり、今後、北京路浩グループとして、国内外のクライアント様に一層良いサービスを提供するよう努力する。



今回の全会について、中華全国弁理士協会の公式サイトにて確認可能

<http://www.acpaa.cn/article/content/202406/6179/1.html>